令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第1条	目的	この条例は、まちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、市民の権利と市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにし、市民自らがまちづくりに参画し協働することによって、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とします。	－	－	
第2条	条例の尊重	他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。	－	－	
第3条	定義	この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 市民　市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。 (2) 市長等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) まちづくり　より良い羽島市を実現するために行う活動をいいます。 (4) 参画　参加するだけでなく、方針の決定及び企画に関わるなど、主体的に活動に加わることをいいます。 (5) 協働　市民、議会及び市長等が共通の目的に向かい、それぞれの特性を理解し役割を認識したうえで、お互いに対等な立場として尊重し、補足し合いながら協力することをいいます。 (6) 地域コミュニティ　自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。	－	－	
第4条	基本理念	まちづくりは、市民が主体となり、市民、議会及び市長等が協働して行うものとします。	－	－	

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第5条	基本原則	市民、議会及び市長等は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。 (1) 市民参画の原則　市民はまちづくりに主体的に関わるように努め、議会及び市長等は市民の自主性を尊重し、その参画の機会を保障すること。 (2) 協働の原則　相互理解による信頼関係の構築に努め、協働してまちづくりを進めること。 (3) 情報共有の原則　まちづくりに関する情報を互いに提供し合い、共有すること。	－	－	
第6条	市民の権利	市民は、自らの意思により、まちづくりに参画することができます。 2 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。	－	－	
第7条	市民の役割及び責務	市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めます。 2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、お互いに多様な価値観を認め合いながら、地域全体や次世代のことも考慮し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。 3 自主的に公益性のある活動を行う団体は、それぞれの特性を活かした活動を実施するとともに、その活動が広く社会に理解されるよう努めます。	◆自主的に公益性のある活動を行う団体に対する支援を実施している。 ・市民活動団体登録制度 市民活動団体数　R5年度（15団体）、R6年度（18団体）、R7年度（18団体） ・地域介護予防活動支援事業 支援団体数（通いの場）　R5年度（10団体）、R6年度（11団体）、R7年度（11団体） ・羽島市健幸づくり推進員活動事業 健幸づくり推進員研修会実施回数　R5年度（4回）、R6年度（4回）、R7年度（4回） ・羽島市食生活改善連絡協議会に対する補助 自主研修会実施回数　R5年度（5回）、R6年度（11回）、R7年度（11回）	**できている**	・自主的に公益性のある活動に対する支援を継続的に実施できており、条例に沿った取組ができている。 ・市民活動団体登録数や、地域介護予防活動支援事業における支援団体数（通いの場）の増加も見られる。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第8条	地域コミュニティの役割及び責務	地域コミュニティは、自らの地域の特性を活かした個性豊かで住み良いまちづくりに努めます。	◆地域の特性を活かしたコミュニティ活動が実施されている。 ・羽島市自治委員会 自治会数　113区 ・岐阜羽島地区交通安全協会羽島市10支部会 岐阜羽島地区交通安全協会団体数　10団体 ・羽島市交通安全女性連絡協議会 羽島市交通安全女性連絡協議会団体数　10団体 ・地域自主防犯パトロール 地域自主防犯パトロール団体数　10団体 ・羽島市スポーツ推進委員会 スポーツ推進委員数　R5年度（35人）、R6年度（36人）、R7年度（36人） ・羽島市立学校体育施設開放連絡会 学校開放を実施する小学校、中学校及び義務教育学校の割合　100% ・地域自主防災組織 自主防災組織活動数　R5年度（85団体）、R6年度（116団体）、R7年度（62団体） ・羽島市コミュニティ・スクール推進協議会 保護者、地域の方が参加した西部幼稚園、各学校のコミュニティスクール平均事業数　R5年度（6.2事業）、R6年度（7.1事業）、R7年度（8.2事業） ・民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員数　R5年度（126人）、R6年度（126人）、R7年度（127人） ・老人クラブ 単位老人クラブ数　R5年度（81クラブ）、R6年度（75クラブ）、R7年度（72クラブ） ・羽島市子ども会育成協議会 子ども会団体数　R5年度（104団体）、R6年度（94団体）、R7年度（86団体）	**できている**	・地域における個性豊かで住み良いまちづくりのための地域コミュニティの取組が継続的に実施できている。 ・一方で、単位老人クラブ数及び子ども会団体数の減少が見られる。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第9条	議会の役割及び責務	議会は、選挙で選ばれた代表者が構成する議決機関として、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた意思決定に取り組みます。 2　議会は、市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるよう努めます。 3　議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営を目指します。	◆議会に関連した情報の公開等を行っている。 ・本会議・常任委員会の公開 本会議・常任委員会の開催回数　R5年度（20回）、R6年度（20回）、R7年度（20回） ・議会だよりの発行 発行回数　R5年度（4回）、R6年度（4回）、R7年度（4回） ・市議会ホームページの作成 ・定例会における一般質問 一般質問の延べ人数　R6年度（59人）、R7年度（61人） ・請願の審議（審査） 請願の審議回数　R6年度（4件）、R7年度（2件） ・市の執行機関が提案する議案の審議 年間審議終了議案数　R6年度（104件）、R7年度（130件）	**できている**	・定例会における一般質問など、市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるような取組が実施されている。 ・市民に開かれた議会運営のため、議会に関連した情報公開等が適切に実施されている。
第10条	市長等の役割及び責務	市長は、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます。 2　市長は、課題に適切に対応するため、横断的な連携が図られるよう効率的な組織体制を整備します。 3　市長等は、所管する事務の企画立案、実施、効果及び評価について、市民に対し分かりやすい説明に努めます。	◆市長の役割及び責務についての関係条例を整備している。 ・羽島市部設置条例 （市長の権限に属する事務の分掌について規定） ・羽島市行政組織規則 （市長の権限に属する事務を処理するための組織及び事務の分掌について規定） ◆「羽島市第七次総合計画」に関連する各事業の「事務事業評価シート」を公開している。	**できている**	・羽島市部設置条例及び羽島市行政組織規則の運用により、横断的な連携が図られるような、効率的な組織体制を整備している。 ・所管する事務の企画立案、実施、効果及び評価について、「羽島市第七次総合計画」に基づく「事務事業評価シート」を毎年度、市ホームページに公開し、市民に対しわかりやすい説明に努めている。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第11条	職員の役割及び責務	職員は、市民全体のために働く者としての自覚を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。 2　職員は、地域活動を担う一員であることを自覚し、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参画し、協働によるまちづくりの推進に努めます。 3　職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。	◆地域活動を担う一員としての職員向け制度を設けている。 〇地域担当職員制度 市民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図るため、地域担当職員を地域に配置。 配置：11地区／各地区に3,4人 ◆職員の能力向上のための取組を実施している。 ①職員研修制度 ・庁内研修（市主催）　R5年度（702人）、R6年度（826人）、R7年度（866人） ・岐阜県市町村研修センター　R5年度（99人）、R6年度（197人）、R7年度（234人） ・その他の派遣研修　R5年度（46人）、R6年度（21人）、R7年度（43人） ・実務研修（職員派遣）　R5年度（2人）、R6年度（1人）、R7年度（1人） ②職員提案制度　R5年度（3件）、R6年度（2件）、R7年度（0件） ③業務改善制度　R5年度（46件）、R6年度（49件）、R7年度（48件）	**できている**	・地域担当職員制度により、職員自らも地域のまちづくりに参画し、協働によるまちづくりの推進に努めている。 ・職員の能力向上のため、各種研修が実施されており、参加者数についても、増加が見られる。 ・一方で、職員提案制度における提案数が少なく、当制度が活性化されることが求められる。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第12条	市民参画の推進	市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりの推進に努めます。 2　議会及び市長等は、市民がまちづくりに参画できる機会を確保するため、その環境の整備に努めます。 3　議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民の意識を高めるよう努めます。	◆市民がまちづくりに参画できる機会を設けている。 ①住民説明会の開催 R5年度（2回）、R6年度（1回）、R7年度（1回） ②意向調査（市民アンケート）の実施 R5年度（10件）、R6年度（4件）、R7年度（7件） ③ワークショップの開催 R5年度（31回） ④市政への提言 R5年度（44件）、R6年度（56件）、R7年度（64件）	**できている**	・市民がまちづくりに参画できる機会を継続して提供することができており、市民もそれらの機会を捉え、参画している状況が見られる。 ・市民参画によるまちづくりの推進に努めている。
第13条	協働の推進	市民、議会及び市長等は、相互の役割と責務を認め合いながら、協力、連携してまちづくりに取り組むよう努めます。 2　議会及び市長等は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活かし、まちづくりを進めます。	◆市民の社会経験、知識等の活用ができる事業を実施している。 ・女性人材バンク登録事業 登録者数　R5年度（41人）、R6年度（43人）、R7年度（46人） ・はしまエルボランティア（R6年度で終了） 登録者数　R5年度（14人）、R6年度（16人） ・はしまシティカレッジ チャレンジ講師数　R5年度（4人）、R6年度（3人）、R7年度（3人） ・羽島観光ボランティアガイド 登録者数　R5年度（8人）、R6年度（7人）、R7年度（7人） ・レスキュークロス羽島 登録者数　R5年度（33人）、R6年度（33人）、R7年度（30人） ・スポーツ指導者の登録・紹介 登録者数　R6年度（21人）、R7年度（21人）	**できている**	・市民の社会経験、知識等が活用できる事業を継続して実施しており、協働のまちづくりを促進することができている。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第14条	地域コミュニティ活動への関わり	市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するよう努めます。 2　市長等は、地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともに、その活動の促進を支援します。 3　市長等は、市民と連携し、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めます。	◆市民が地域コミュニティへ参画し、自らの地域課題解決に取り組んでいる。 ・自治会加入率 R5年度（71.42%）、R6年度（70.61%）、R7年度（69.0%） ※R5.6.7年度『自治会加入促進ハンドブック』の内容を更新 ◆地域コミュニティへの支援を実施している。 ・地域づくり一括交付金 地域コミュニティ活動の支援団体数　R5年度（11団体）、R6年度（11団体）、R7年度（11団体） ・自治委員会交付金 ・地区集会施設建設事業費補助金 施設改修補助件数　R5年度（2件）、R6年度（2件）、R7年度（6件） ・公共施設アダプトプログラム アダプトプログラム参加団体　R5年度（17団体）、R6年度（19団体）、R7年度（21団体） ・青少年教育推進事業 青少年育成推進員数　R5年度（24人）、R6年度（24人）、R7年度（24人） ・民生委員・児童委員協議会交付金 民生委員・児童委員協議会数　R5年度（1協議会）、R6年度（1協議会）、R7年度（10協議会）※ ・地域清掃活動支援事業 地域清掃活動支援回数　R5年度（288件）、R6年度（303件）、R7年度（274件） ・ごみネット等購入費補助金 ごみネット等購入費補助金交付件数　R5年度（29件）、R6年度（38件）、R7年度（57件） ・地域の環境美化の促進 環境美化看板支給枚数　R5年度（80枚）、R6年度（66枚）、R7年度（86枚） ・防犯設備設置等補助金 防犯灯設置数　R5年度（4,107件）、R6年度（4,278件） 防犯灯支給件数　R7年度（229基） ・公園美化管理活動報奨金 公園美化管理活動を行う団体数　R5年度（22団体）、R6年度（21団体）、R7年度（15団体） ・市道等修繕活動報償金 市道等の修繕活動自治会数　R5年度（73自治会）、R6年度（74自治会）、R7年度（70自治会） ・自治会によるボランティア活動支援報償金 ・コミュニティ・スクール推進事業補助金 補助金を交付した園・学校数　R5年度（14校）、R6年度（14校）、R7年度（14校）	**できている**	・市民の地域コミュニティへの参画は継続して実施されている。 ・市は、地域に対し、各種補助金・交付金を交付し、地域コミュニティへの支援を継続して実施することができている。 ※民生委員・児童委員協議会交付金 羽島市民生委員・児童委員協議会→10地区の地区民協に配布。R5、R6については、羽島市民生委員・児童委員協議会の1でカウントしていたが、R7から実態に即して10団体で報告することに変更。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第15条	審議会等	市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく附属機関として設置される審議会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合、市民の多様な意見が反映されるよう、男女の比率等を考慮した適正な構成に努めます。 2　市長等は、審議会等の委員の一部に公募による市民を含めるよう努めます。	◆関連法令等を整備し、各種審議会等において、男女比率等を考慮した適正な構成となるよう取り組んでいる。 ・羽島市男女共同参画プラン2025 ・羽島市審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針 ・審議会等での登用率（R8.4.1時点） ①女性の登用率 女性委員のいる審議会の数 53審議会（全59審議会中） 女性委員数 283人（全917人中） 女性委員登用率 30.9%（目標値35.0%） ②公募委員の登用率 公募委員の登用基準を満たしている審議会等の数　12審議会（公募委員のいる審議会等14審議会中） 公募委員数 30人 公募委員登用基準達成率 85.7%	できている	・男女の比率等を考慮した審議会等の運営がなされるよう、羽島市男女共同参画プランにおいて、女性の登用率向上のため目標値を設定し、適正な構成がなされるよう、取組が行われている。 ・公募委員の登用について、「羽島市審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針」により、委員総数に対する公募委員数の基準を定め、公募委員の登用率向上に努めている。
第16条	会議の公開	市長等は、法令等に特別な定めがある場合を除き、原則として、審議会等の会議を公開します。	◆原則として、審議会等を公開している。 公開数（一部非公開を含む。）　R5年度（55件）、R6年度（44件）、R7年度（48件） 非公開数　R5年度（20件）、R6年度（24件）、R7年度（21件）	できている	・法令等に特別な定めがある場合を除き、審議会等を原則公開し、透明性の確保に努めている。
第17条	パブリックコメント	市長等は、重要な政策等の立案過程において、別に定めるところにより、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めます。 2　市長等は、市民から提出された意見を考慮し、政策等についての意思決定を行うとともに、提出された意見のあらましとその意見に対する市の考え方を公表します。	◆パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求めている。 R5年度（8件）、R6年度（7件）、R7年度（6件）	できている	・計画策定時等、重要な政策等の立案過程において、パブリックコメントを実施するとともに、その結果について、市ホームページに公開し、協働のまちづくり運営に努めている。
第18条	住民投票	市長は、市政に関する重要な事項について広く市民の意思を把握するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2　住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 3　市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。	－	－	

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第19条	情報の共有及び公開	市長等は、まちづくりに関する情報が共有の財産であるとの認識に立ち、これを市民に積極的に提供します。 2　市長等は、別に条例で定めるところにより、公文書の公開を行います。	◆情報の共有及び公開に努めている。 ・広報紙の発行事業 発行回数　R5年度（月1回）、R6年度（月1回）、R7年度（月1回） ・報道機関への情報提供 ・ホームページ・SNS等の運営事業 ・出前講座 申込件数　R5年度（72件）、R6年度（75件）、R7年度（61件） ・自治会回覧 回覧数　R5年度（月2回）、R6年度（月2回）、R7年度（月2回） ・全戸配布チラシ 配布回数　R5年度（月1回）、R6年度（月1回）、R7年度（月1回） ・市役所市政情報コーナーの設置 ◆情報公開制度を設け、情報公開を行っている。 ・情報公開請求件数　R5年度（95件）、R6年度（108件）、R7年度（101件） ・情報公開件数（部分公開を含む。）　R5年度（89件）、R6年度（99件）、R7年度（91件）	**できている**	・各種媒体を利用・活用することにより、市民に対し、積極的に情報提供を行うことができている。 ・情報公開制度を設けることにより、公文書の公開を適切に実施している。
第20条	個人情報の保護	市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行います。	◆個人情報及び特定個人情報については、法律に基づき適正な管理を行っている。 ・個人情報の保護に関する法律 ・羽島市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・羽島市個人情報の保護に関する法律施行細則 ・羽島市個人情報の保護に関する諸様式を定める規則 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	**できている**	・個人情報及び特定個人情報については、関係法令等の遵守により、適切な管理を行うことができている。
第21条	行政手続	市長等は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、適正な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。	◆市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例に即した事務を執行している。 ・羽島市行政手続条例 ・羽島市行政手続条例施行規則	**できている**	・市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例に即した事務を執行できている。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第22条	計画的な市政運営	市長等は、総合的で計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。 2　市長等は、総合計画の策定や見直しにあたっては、進捗状況等を確認し、その検証結果を踏まえるとともに、広く市民参画の機会を設けます。	◆羽島市第七次総合計画を策定し、総合的で計画的な市政運営を行っている。 ◆総合計画策定事務・総合計画審議会事務を実施している。 ・事業概要、年度別の事業費、活動指標・成果指標、事務事業の評価等で構成される「事務事業評価シート」で進捗管理を行っている。 ・総合計画審議会において進捗状況の報告等を行っている。	**できている**	・羽島市第七次総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営が実施されている。 ・毎年度、各事務事業に対する評価が実施されており、総合計画審議会において、進捗状況の報告を実施している。
第23条	危機管理	市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。 2　地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。 3　市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守るよう努めます。	◆災害等に備え、日頃から危機管理に関する事業等を行っている。 ・総合防災訓練事業 市総合防災訓練　R5年度（北部）、R6年度（中部）、R7年度（南部） ・自主防災組織支援事業 リーダー研修会の開催、地区防災計画の推進、出前講座の開催、ハザードマップ・防災啓発チラシ等の作成、配布 ・防災士養成事業 ニューズレターの作成、送付　R5年度（1回）、R6年度（1回）、R7年度（1回） ・災害支援事業 支援した自治体数　R5年度（6自治体）、R6年度（3自治体） ・防災設備・備蓄品管理事業 防災設備・備蓄品管理か所数　地域コミュニティセンター（11か所）、小中学校等（16か所）、公園等（12か所） ・災害時協力井戸登録事業 災害時協力井戸登録数　R5年度（21か所）、R6年度（21か所）、R7年度（24か所） ・避難行動要支援者名簿整備事業 避難行動要支援者名簿登録者数　R5年度（11,625人）、R6年度（11,875人）、R7年度（3,626人）※ ・防火推進団体助成事業 自治会及び自主防災組織助成申請団体数　R5年度（4団体6式）、R6年度（4団体7式）、R7年度（5団体5式）	**できている**	・災害等に備え、各事業が継続して実施されている。 ※避難行動要支援者名簿登録者数の大幅な減については、羽島市地域防災計画の改定により、65歳以上で一人暮らしの者及び65歳以上の者のみで構成される世帯の構成員が、名簿登録対象から削除されたことが大きな要因であると考えられる。
第24条	国、県及び民間企業等との連携	市長等は、共通する課題に対して、国、県、他の自治体等との連携と協力により、その解決に努めます。 2　市長等は、課題に対して必要に応じ、民間企業、大学及び研究機関等との連携と協力により、その解決に努めます。	◆国、県、他の自治体等と連携し、共通する課題解決につながる取組を実施している。 ・協議会等の数 R5年度（58件）、R6年度（61件）、R7年度（87件） ・協定等の数（各年度新規締結数/全締結数） R5年度（25件/342件）、R6年度（33件/353件）、R7年度（24件/352件）	**できている**	・協議会等の数については、増加傾向であり、協定等の数については、全締結数において同水準で推移しており、必要に応じ、共通する課題解決に努めている。

令和8年度　羽島市まちづくり基本条例　取組等の検証　（令和5～7年度実績）

1．網掛け部分（第１条～６条、１８条）の、理念や心構えなど内面のあり方を示す条項については、検証から除く。
2．取組評価の基準は以下の通りとする。
　できている　　：条文に沿って運用ができている。問題なく取り組むことができている。
　概ねできている　　：概ね条文に沿って運用ができているが、一部課題がある。
　できていない　　：計画していた事業等をほとんど実施できなかった。
　全くできていない　　：計画していた事業等を全く実施できなかった。

条文	見出し	現行条文	取組内容、実績等（R5-7年度）	取組評価	取組評価の詳細
第25条	条例の見直し	市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	◆条例の検証を定期的に行い、必要に応じて見直しを実施している。 令和2年度に見直し検証　改正あり 令和3年4月1日　改正 令和7年度に見直し検証　改正なし	**できている**	・見直しに対する検証について、条例に沿って、適切に実施されている。